

あやがわ暮らしお試し移住支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への移住を検討している者に対して宿泊費の一部を補助し、本町での暮らし体験や情報を収集する機会を提供することにより、移住の促進を図るため、予算の範囲内においてあやがわ暮らしお試し移住支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) お試し移住 香川県外の在住者が、本町への移住を検討するため、本町での暮らしの体験や情報収集等を目的として、一時滞在することをいう。ただし、観光、出張又は帰省を目的とした一時滞在は、除外する。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく許可を受けている町内の施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出がなされている町内の施設をいう。ただし、国又は地方公共団体が設置し、又は運営するお試し移住施設その他の公的宿泊施設は、除外する。
- (3) 同行者 申請者と同一の宿泊施設に宿泊し、お試し移住に同行する同一世帯員をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 香川県外に住所を有する者
- (2) お試し移住をする直前の1年間に本町又は香川県が実施する移住相談に参加し、本町への移住を検討している者
- (3) 過去にこの補助金の交付を受けたことのない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、お試し移住期間中に宿泊施設に支払った宿泊費とする。ただし、食事代、交通費その他宿泊費以外の経費は、補助の対象としない。

- 2 補助対象となる宿泊日数は、7泊を上限とする。
- 3 同行者に係る宿泊費についても補助対象とすることができるものとし、同行者の数は、4人までとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）で、1人1泊6,000円を上限とす

る。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付を受けようとする宿泊期間の初日から起算して7日前までに、あやがわ暮らしお試し移住支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及び同行者の現住所を証する書面の写し
- (2) その他町長が特に必要があると認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、適当と認められるときは、あやがわ暮らしお試し移住支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請の内容の変更をしようとするときは、あやがわ暮らしお試し移住支援補助金交付決定変更承認申請書（様式第3号）に、当該事業を中止しようとするときは、あやがわ暮らしお試し移住支援補助金お試し移住中止承認申請書（様式第4号）に、変更又は中止の内容を確認することができる書類を添えて町長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、変更を認めるときは、あやがわ暮らしお試し移住支援補助金交付決定変更承認通知書（様式第5号）により、中止を認めるときは、あやがわ暮らしお試し移住支援補助金お試し移住中止承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。
- 3 町長は、補助金の申請の内容の変更又は事業の中止を承認しないときは、交付決定者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、お試し移住が完了したときは、お試し移住が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、あやがわ暮らしお試し移住支援補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊費を支払ったことが分かる領収書等の写し
- (2) 活動した内容が分かる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を

審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、あやがわ暮らしお試し移住支援補助金交付額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金を請求しようとするときは、あやがわ暮らしお試し移住支援補助金請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の規定による補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（調査等）

第13条 町長は、必要があると認めるときは、前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）に対し、補助金の交付に関する事項について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（決定の取消し等）

第14条 町長は、補助金受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、あやがわ暮らしお試し移住支援補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該補助金受給者に通知し、当該取消しに係る補助金の返還を命ずることができる。

3 補助金受給者は、前項の規定により返還を命ぜられたときは、補助金を返還しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。